

令和8年度競争入札等参加資格審査申請要領（建設工事・測量等）

1. 申請種別

- ・建設工事
- ・測量等コンサルタント

2. 今回の受付

受付区分 追加受付
有効年度 令和8年度（令和8年4月1日～令和9年3月31日）

3. 申請要件

次のいずれかに該当する者は、競争入札等に参加できません。

- (1) 申請時に地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者。
- (2) 「法人市民税または市民税、固定資産税、消費税及び地方消費税（村山市内に営業所を持つ者）」並びに「法人税または所得税、消費税及び地方消費税（村山市内に営業所を持たない者）」を完納していない者。
- (3) 村山市暴力団排除条例（平成24年村山市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等若しくは暴力団若しくは暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者又は暴力団と密接な関係を有すると認められる者。
- (4) （工事のみ）法律で義務付けられている社会保険（健康保険・厚生年金保険及び雇用保険）加入がなされていない者。

4. 申請書様式

村山市建設工事執行規則に定める様式
（山形県公共工事契約業務連絡協議会統一様式・中央公契連統一様式の使用も可とする。）

5. 提出書類及び提出方法

＜郵送・持参＞

- ・市内業者と市外業者、持参と郵送で提出書類が異なりますので、別紙「提出書類一覧」をご確認ください。
- ・提出書類は番号順に編綴し、A4判ファイル製本（指定色なし・エコマーク製品が望ましい）してください。ただし、市内業者はファイル製本せずクリップ等で留めて提出してください。
- ・ファイル背表紙には、申請種別・業者名を記載してください。
- ・提出部数は1部とし、申請書の宛名は村山市長あてとしてください。

＜電子申請＞

別紙「競争入札等参加資格審査の電子申請について」をご確認ください。

6. 受付期間及び提出先

受付期間 令和8年2月2日（月）～令和8年2月27日（金） ※土、日、祝休日を除く
 午前9時～午後4時
提出先 ＜持参の場合＞
 村山市財政課 管財係（市庁舎2階）
 ＜郵送の場合＞
 〒995-8666 山形県村山市中央一丁目3番6号 村山市財政課 管財係
 ※受付最終日必着

7. 問い合わせ

村山市財政課 管財係 ☎0237-55-2111（内線223, 224, 225）

【提出書類】

	書類名	種別	建設工事		測量等	
			市内	市外	市内	市外
1	競争入札等参加資格審査申請書		◎	◎	◎	◎
2	総合評定値通知書（写）		◎	◎		
3	コンサル業者総括表（経営規模総括表）				◎	◎
4	営業所一覧表		○	○	○	○
5	＜法人＞ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（写） ＜個人＞ 本籍地の市区町村行政機関発行の身分証明書（写） ※住民票・戸籍は不可				◎	◎
6	印鑑証明書（写）		◎	◎	◎	◎
7	委任状 ※持参・郵送の場合は原本			○		○
8	使用印鑑届 ※持参・郵送の場合は原本		○	○	○	○
9	納税証明書（写） ※発行可能な最新年度のもの。「未納の税額がないこと」の証明書で可。 納付済領収書は不可。 市内 ＜法人＞ 法人市民税、固定資産税、消費税及び地方消費税 ＜個人＞ 市民税、固定資産税、消費税及び地方消費税 市外 ＜法人＞ 法人税、消費税及び地方消費税 ＜個人＞ 所得税、消費税及び地方消費税		◎	◎	◎	◎
10	営業に関し法律上必要とする登録証明書（写）				○	○
11	技術職員名簿		◎	◎		
12	技術者経歴書				◎	◎
13	工事経歴書（2期分）		◎	◎		
14	測量等実績調書（2期分）				◎	◎
15	社会保険加入を証明できる書類 ※総合評定値通知書（写）で社会保険加入が確認できる場合は不要		◎	◎		
16	育児休業給付受給資格確認通知書（写） または 育児休業給付金支給決定通知書（写）		○			
17	障がい者雇用状況報告書（写） ※法定雇用義務がない場合は、1名分の障がい者手帳等（写）		○			
18	ISO、エコアクション21等の認証書（写）		○			
19	村山市内における地域貢献活動報告書 ※活動の内容がわかる書類を添付		○			
20	企業表彰等の実績 ※表彰状の写しを添付		○			
21	保護観察所に更生保護の協力雇用主として登録していることがわかる書類		○			
22	暴力団排除に関する誓約書		◎	◎	◎	◎
23	返信用封筒（切手貼付、送付先記入） ※郵送申請の場合		○	○	○	○

注：◎は必ず提出 ○は該当する場合に提出

各証明書は、提出日からおおむね3か月以内（11月以降）に発行されたものを有効とします。